

過半数代表者選挙とは？

18 春闘以降、組織の信頼を失い、離脱を余儀なくされる方を多くうみだしてしまいました。そして、地本内の多くの職場で過半数代表者を決める選挙が行われています。そもそも、**過半数代表者とは何をする人なののでしょうか？**



過半数代表者とは？

従業員の過半数で組織する労働組合の代表、また過半数で組織する労働組合がない場合は、選挙など“公平な方法”で選出した過半数を代表する人を従業員の過半数代表者とします。これは労働基準法で決められています。

過半数代表者は何をするの？

①就業規則に対して労働者の意見を述べる!

使用者は就業規則の作成また変更の際に、過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています。

②労使協定を結ぶ!

使用者が従業員に超勤や休日勤務をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶことが労働基準法で定められています。いわゆる36協定です。使用者が労使協定を結ばずに残業命令を出すと刑事罰を科せられます。

③法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する!

安全委員会、衛生委員会、または両委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使が一体となり開催するため、過半数代表者の推薦に基づいた委員の指名が労働安全衛生法により定められています。

上にも記載しているように、職場における過半数代表者は非常に重要な役割を担っていることとなります。直近の過半数代表者としては、今月、『盛岡運輸区』にて過半数代表者選挙が行われます。皆さんの職場では、安全や働きがいを守られていますか？**過半数代表者は、職場にいる“すべての社員の声”を等しく聞いてくれていますか？安全衛生委員会において、職場の声は反映されていますか？**

JR東労組は、職場集会や様々なレクリエーションを通じて掴んだ組合員の声を職場改善へ繋げるために、安全衛生委員会や団体交渉に真摯に取り組み、「安全・健康・ゆとり・働きがい」が担保された職場づくりを行ってきました。今後も私たちと一緒に良い職場をつくり出していきましょう!!

Point

職場の声を反映させる代表者を選出する事が重要です!!



過半数代表者選挙における ～質問にお答えします！～

Q & A

過半数代表者選挙が行われる際には、多くの職場から疑問の声が地本に届いています。皆さまからの疑問点について回答します！

Q. 「過半数代表者」の要件とは？

- A. ① 管理監督者ではないこと。
② 協定当事者等を選出することを明らかにして実施される投票で選出された者であること。
③ 使用者の移行によって選出された者でないこと。

Point

「盛地申第2号」議論内容

組合：会社として懲通はあるのか。立候補者がいるにも関わらず管理者から対抗馬を出す事はないのか。
会社：懲通することはない。社員代表の必要性については広く説明することはあってもやってください
ということはない。仲間内で話される事については会社としては関与していない。対抗馬という
ことは無い。

Q. 過半数代表者選挙における注意事項は？

- A. 不適切な手続きの禁止ということで、7項目の通達が出されています。

Point

「申16号」議論内容

- (1) 十分な周知期間を設けずに選出手続きを行うこと。
- (2) 投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。
- (3) 投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- (4) 開票前に投票内容を確認すること。
- (5) 事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- (6) 社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。
- (7) 選出手続きを経ずに、一方的に過半数代表者を指名すること。

昨年行われた過半数代表者選挙に対して、職場からは、「専従休職者が投票出来なかった」「投票用紙にナンバリングがなされていた」「投票の際、誰に投票したか見えるところに管理者が座っていた」「管理者が、特定の候補者の氏名を指差し、投票を促す仕草を行った」「投票を終えた社員に対し、出口調査を行っていた」などの報告がありました。

不適切な事象や、気がかりな事象があった場合には、
組合役員に相談・報告してください！